

令和4年11月17日

光市議会
議長 中本 和行 様

光市議会議員政治倫理審査会
委員長 田中 陽三

光市議会議員政治倫理審査会報告書

令和4年11月2日付けで調査請求のあった件に係る審査結果について、光市議会議員政治倫理条例（平成18年光市条例第31号）第9条第5項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 審査会の設置

令和4年11月2日、笹井琢議員をはじめとする光市議会議員6名の連署により、光市議会議員政治倫理条例第7条第1項及び光市議会議員政治倫理条例施行規程（平成18年光市議会訓令第2号）第4条第1項の規定に基づく調査請求書が提出され、これを受理したことから、同条例第8条第1項の規定に基づき、議長が設置した。審査会では、同条第3項の規定に基づき、議長が指名した以下7名の委員により4回に渡り審査を行った。

河村龍男議員 小林隆司議員 田中陽三議員 仲小路悦男議員
中村讓議員 萬谷竹彦議員 森戸芳文議員

なお、審査に際しては、委員の互選により、当初、森戸委員長、田中副委員長で審査していたが、森戸委員長の委員長辞任に伴い、再度、互選を行い、田中委員長、仲小路副委員長により審査を進めた。

2 審査の請求の対象とされた議員（被請求議員）

大田敏司議員

3 調査請求者

笹井琢議員 木村信秀議員 仲山哲男議員 早稲田真弓議員
田邊学議員 西村慎太郎議員

4 審査内容

調査請求書に示された事項について、光市議会議員政治倫理条例第9条第1項の規定に基づき、「調査の請求の適否」及び「政治倫理基準違反の存否」について審査した。

5 審査結果

(1) 調査の請求の適否について

委員間討議を踏まえ、「調査の請求の適否」について「適当である」とすることに委員長を除く6名の委員による採決の結果、4名の委員が賛成であったことから、調査の請求は適当であると決した。

(2) 政治倫理基準違反の存否について

委員間討議を踏まえ、「政治倫理基準違反の存否」について「存在する」とすることに委員長を除く6名の委員による採決の結果、4名の委員が賛成であったことから、調査請求書に示された大田議員の行為が光市議会議員政治倫理条例第3条第5号に規定された政治倫理基準に違反すると決した。

(3) 必要と認める措置の勧告について

委員間討議の結果、政治倫理基準違反の状況並びに参考として聴取した弁護士の意見を重く受け止めたうえで、「猛省を求め、議長からの文書による嚴重注意」が適当であると決した旨、審査会として勧告する。

(4) 議会としての再発防止策について

委員間討議の結果、以下の4点を審査会の意見として取りまとめた。

- ① ハラスメントの講習・研修・勉強会の開催
- ② 光市議会議員政治倫理条例の見直し
- ③ ハラスメント防止条例の策定
- ④ 第三者に相談できる仕組みづくり

以上